

芸北広域環境施設組合  
ごみ処理基本計画

概 要 版

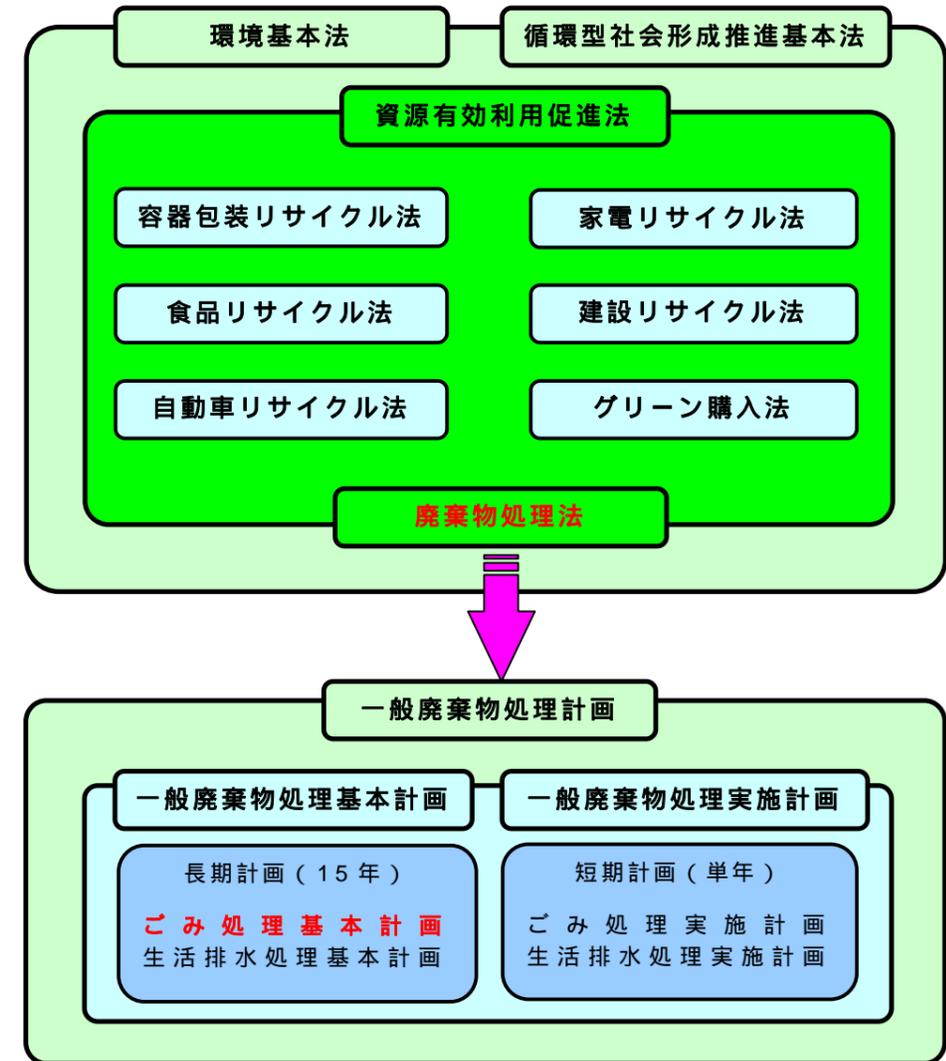
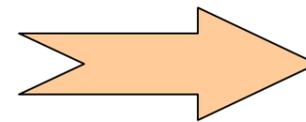
芸北広域環境施設組合

## 計画の趣旨と位置づけ

芸北広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が、現在のごみ処理に係る課題等を反映し、地球環境への負荷低減を目標として、長期的展望に立ったごみ処理のあるべき姿とその方向性を定め、住民・事業者・行政の協働によって推進するために、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみ発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものであり、循環型社会形成のための基本的指針となる、「環境基本法」並びに「循環型社会形成推進基本法」の理念に基づいて策定するものです。

また、廃棄物の再資源化商品を規定し、事業者に対して5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）の取組みを求める、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）や、個別の廃棄物のリサイクル促進制度となる「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）、「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）、「食品循環資源の再生利用の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）等を十分に踏まえた計画とします。



## 計画の期間

計画策定着手年度（平成18年度）を基準年度とし、15年目の平成33年度を目標年度とする計画です。

また、平成26年度を計画の中間年度とし、施策の進行状況や目標の達成度合いについて検証を行うとともに、地域の状況等、前提条件が変化していた場合には、計画見直しを行います。



## ごみ処理の実績

### 1. 年度別処理量

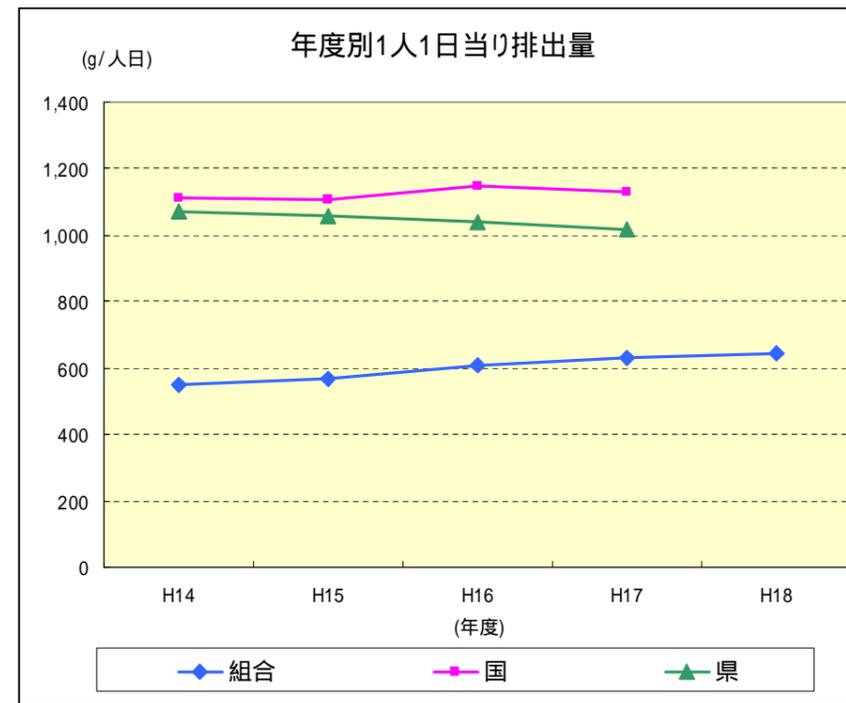
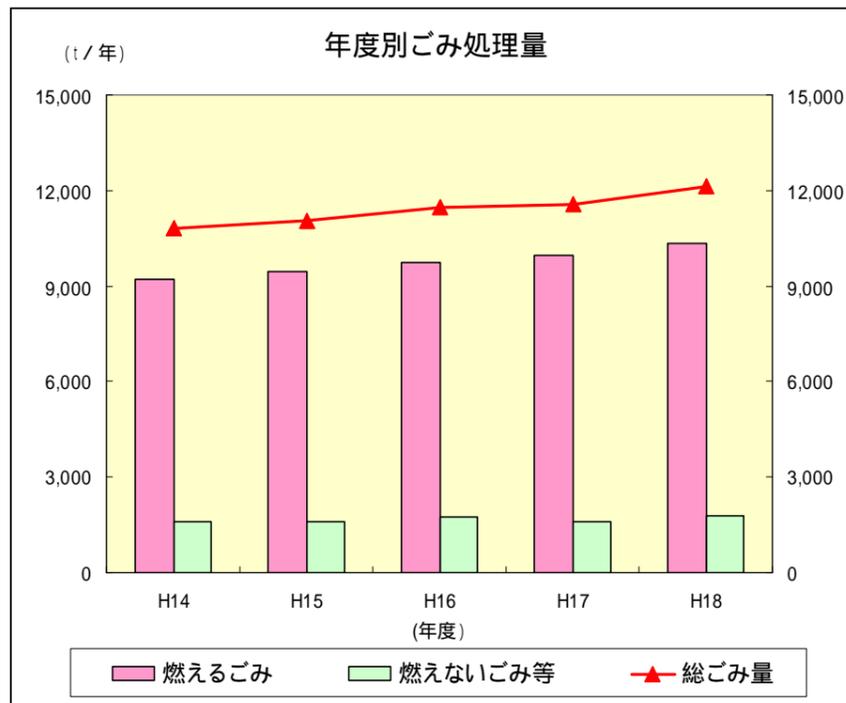
総量としては増加傾向となっているが、燃えないごみ等の増加に歯止めがかかり始めているといえます。

一方、燃えるごみについては、平均した増加を続けています。

### 2. 1人1日当たり排出量

本組合の1人1日当たり排出量は、国・広島県の平均値に比べてほぼ半分の水準であるといえます。

傾向としては、平成14年度以降増加傾向を続けています。



## 可燃ごみ組成分析結果

### 1. 家庭系

古紙類が6.1%、OA用紙が0.3%、その他容器包装(紙類)が3.6%含まれています。その他容器包装(プラスチック類)が7.1%含まれています。

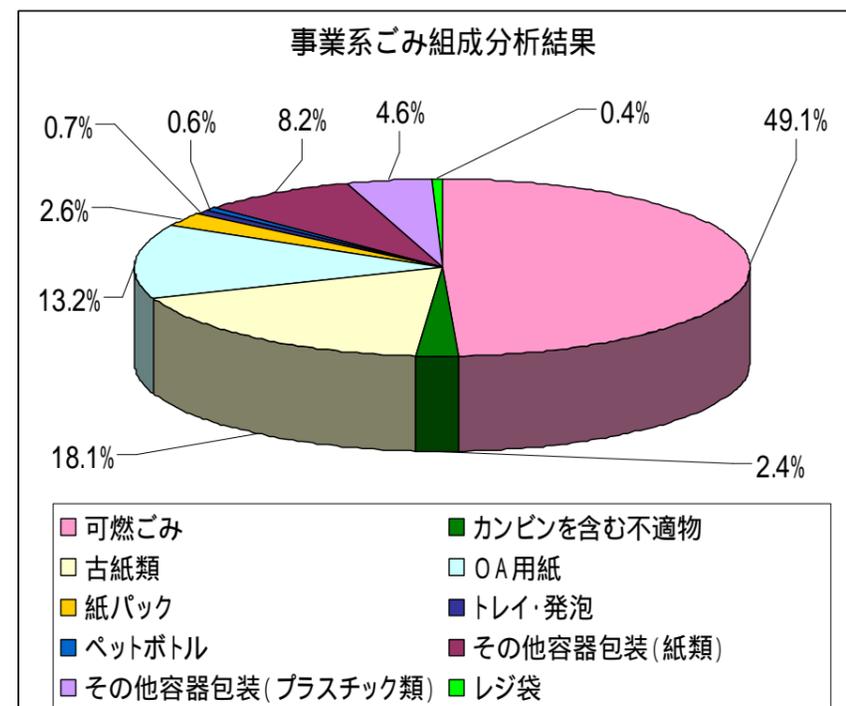
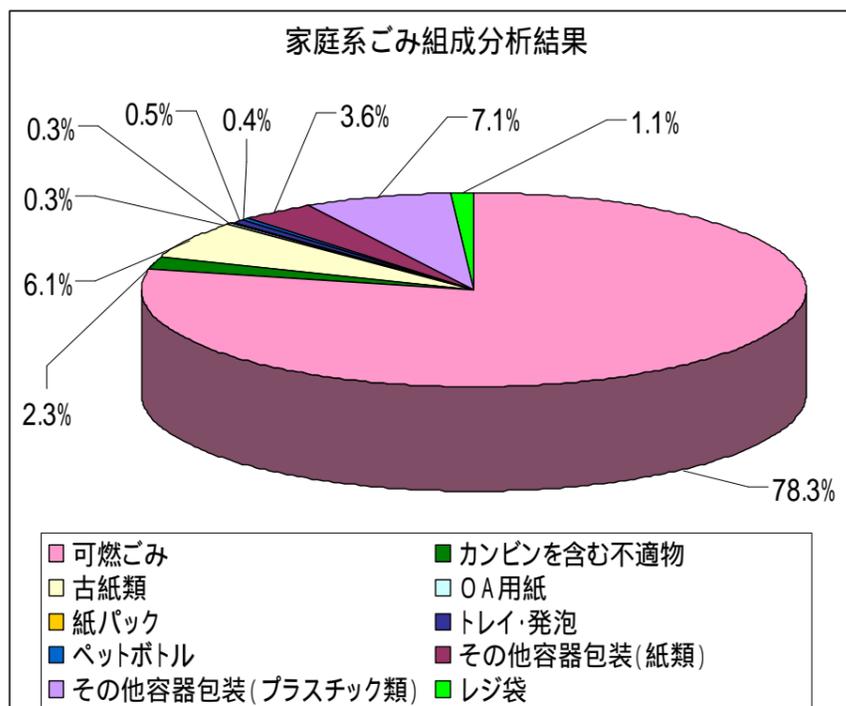
家庭系可燃ごみ中には資源化可能なものが約17%含まれています。

### 2. 事業系

古紙類が18.1%、OA用紙が13.2%、その他容器包装(紙類)が8.2%含まれています。その他容器包装(プラスチック類)が4.6%含まれています。

家庭系可燃ごみ中には資源化可能なものが約45%含まれています。

注：上記の含有割合(%)は重量ベースです。



### ごみ排出に関する課題

家庭系、事業系ごみの排出量は増加傾向が続いているため、ごみの排出抑制策を検討する必要があります。

ごみ組成のうち、紙類、合成樹脂類（プラスチック類）のごみ全体に占める割合が高く、発熱量が高カロリー化しています。焼却施設の劣化対策及び資源化の面からも、これらの減量・再資源化が必要です。

家電リサイクル法が平成13年度より、パソコンリサイクル法が平成15年度より施行され、廃家電製品5品目及びパソコンについては法律で定められた基準に従ってリサイクルされることになりました。この制度を広報等で住民に周知徹底することにより、不法投棄の未然防止に努める必要があります。

地域外からの不法投棄や自販機近くでのごみの散乱など、自然環境・生活環境を悪化させるような問題があります。

### 排出抑制の課題

可燃ごみ中の資源化可能なごみ（紙類・布類・その他のプラスチック類）について、より細分化された分別排出を行う必要があります。

ごみを減量・資源化するためには、流通・販売における包装材の簡素化等の技術開発、あるいは意識改革が必要です。一方で、排出されたごみを効率よく資源化するためには、商店やスーパー等の協力さらにはリサイクルルートの整備も必要です。

住民レベルの減量・資源化施策に対し、用具（車両など）の貸し出しや、広報活動の強化等、今以上の助成制度の充実などを検討し、住民レベルの活動の促進について一層の支援を行うことに努める必要があります。

事業系ごみは、本来、事業者の責務において適正に処理し、減量化・再生利用に努めるべきものですが、実際は公共への処理に依存しているのが現状です。従って、各事業所に対しては減量化策の普及や啓発活動を進めていくことが必要です。

### ごみ収集運搬の課題

今後、分別区分の変更に応じたステーション形態、収集車形態を含め、収集効率を考慮した収集体制を検討する必要があります。

「容器包装リサイクル法」完全実施に対応した分別収集の定着のため、回収率向上の方策を検討する必要があります。

### 中間処理・最終処分の課題

ごみ組成のうち、紙類、合成樹脂類（プラスチック類）のごみ全体に占める割合が高く、発熱量が高カロリー化しています。焼却施設の劣化対策及び資源化の面からも、これらの減量・再資源化が必要です。

本組合のごみ焼却施設について、安定した運転を行うためのごみ質の平滑化および未規制物質への対応など、最新の技術と知見を得て、検討する必要があります。

不燃系処理残渣の資源化について調査・検討を進める必要があります。

### 資源化の課題

現在の資源化システムは、住民が主体となっていて行っているもの（集団回収）と、行政が主体となっていて行っているもの（分別収集）の大きく2つがあります。いずれのシステムについてもリサイクル市況の変動により資源化率が大きく変動する可能性があり、継続的にリサイクルを進めるためには、助成制度の拡充や住民の資源化に対する意識向上等が必要です。

ごみを減量・資源化するためには、流通・販売における包装材の簡素化等の技術開発、あるいは意識改革が必要です。一方で、排出されたごみを効率よく資源化するためには、商店やスーパー等の協力さらにはリサイクルルートの整備も必要です。

住民レベルの減量・資源化施策に対し、用具（車両など）の貸し出しや、広報活動の強化等、今以上の助成制度の充実などを検討し、住民レベルの活動の促進について一層の支援を行うことに努める必要があります。

粗大ごみについては、その多くはいわゆる「不用品」であることから、排出者とは別のユーザーを掘り起こして「再使用」ができるシステムの構築が必要です。

現在、焼却処理されているごみのうち、ちゅう芥類（生ごみ）をはじめとする有機性廃棄物については、各家庭での堆肥化容器による自家処理（堆肥化）を行うことで、減量化やごみの有効活用が図られています。今後は、引き続き家庭での有機性廃棄物の利用促進と、多量のちゅう芥類を排出する事業所等における堆肥化への転換を促進することも検討する必要があります。

組合構成市町で策定されている関連計画（「北広島町バイオマスタウン構想」、「北広島町地域新エネルギービジョン」等）に掲げられている方針、内容等との整合に留意した施策検討を進めていく必要があります。

## 基本方針

### ごみの排出抑制・再資源化の促進

排出源での排出抑制に努めるとともに、現在、焼却処理されているごみの再分別を行うことで、より資源化率を高め、結果として焼却処理量の削減を行います。

### ごみ処理体制の整備

排出されるごみについては、リサイクルを前提とした「循環型処理」を行うことを念頭に、収集運搬体制や施設のあり方等を整備します。

### 地域環境の保全

地域の生活・自然環境を守るとともに、環境への負荷を最小限にするために、地域での環境保全活動に努めます。

## 関連する上位計画等

国

### 基本方針（H13.5）

< 基準年度を平成 9 年度に設定 >

排出量：平成 22 年度で基準年度比 5% の削減  
再生利用量：( 基準年度の総排出量比 11% に対して )  
平成 22 年度で 24% まで向上  
最終処分量：平成 22 年度で基準年度比 50% の削減（概ね半減）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」（環境省）

### 循環型社会推進基本計画（H15.3）

< 基準年度を平成 12 年度に設定 >

排出量：平成 22 年度で基準年度比 20% の削減  
循環使用率：平成 22 年度で基準年度比約 40% の向上（約 14%）

$$\text{循環使用率} = \frac{\text{循環利用量}}{\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量}}$$

最終処分量：平成 22 年度で基準年度比約 50% の削減

県

### 広島県計画（H19.12）

< 基準年度を平成 17 年度に設定 >

排出量：平成 22 年度で基準年度比 10% の削減  
再生利用量：平成 22 年度で基準年度比 12% の増加  
最終処分量：平成 22 年度で基準年度比 18% の削減

数値目標

国の基本方針（基準年度を平成9年度に設定）

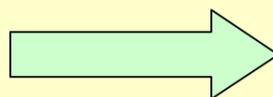
排出量：平成22年度で基準年度比5%の削減  
 再生利用量：平成22年度で24%まで向上（基準年度は11%）  
 最終処分量：平成22年度で基準年度比50%の削減

廃棄物処理施設整備計画（基準年度を平成14年度に設定）

再生利用量：平成19年度で21%まで向上（基準年度は16%）  
 減量処理率：平成19年度で97%まで向上（基準年度は95%）  
 最終処分量：残余年数を基準年度の水準で維持する

広島県廃棄物処理計画（基準年度を平成17年度に設定）

排出量：平成22年度で基準年度比10%の削減（921g/人日）  
 再生利用量：平成22年度で基準年度比12%の増加  
 最終処分量：平成22年度で基準年度比18%の削減



<平成18年度を基準年度として>

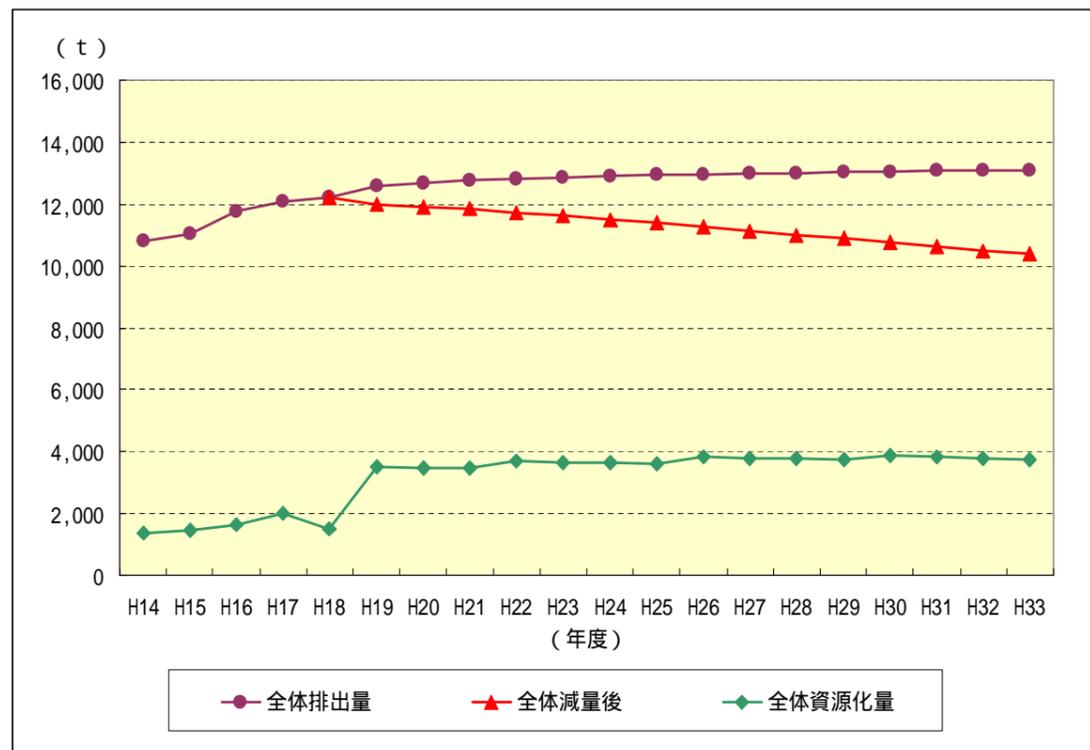
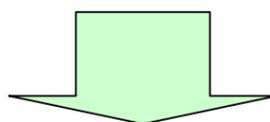
排出量：平成26年度で基準年度比7%の削減  
 家庭系で5.0%削減（13g/人日）  
 事業系・公共系で10.0%の削減（1,420kg/日）

平成33年度で基準年度比15%の削減  
 家庭系で10.0%削減（29g/人日）  
 事業系・公共系で20.0%の削減（2,860kg/日）

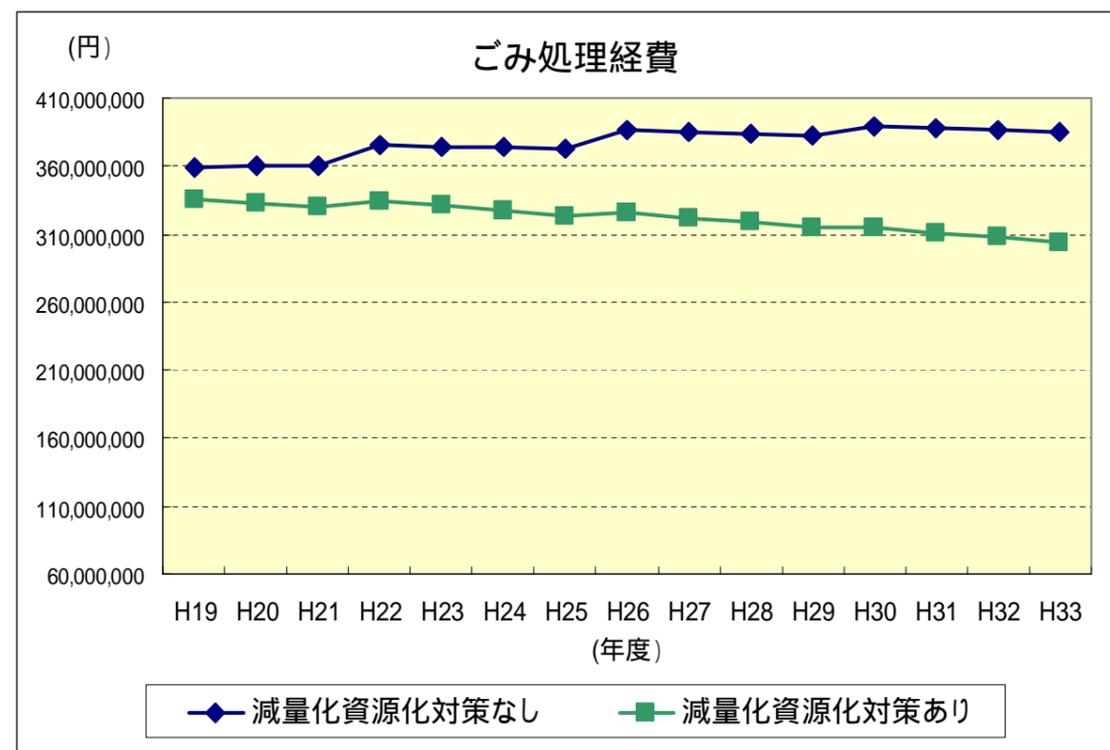
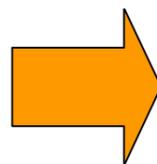
再生利用量：基準年度実績（リサイクル率22.0%）に対して  
 平成26年度で10ポイントの向上  
 平成33年度で12ポイントの向上

最終処分量：平成26年度で基準年度比50%の削減（埋立量）  
 平成33年度で基準年度比100%の削減（ゼロエミッション達成）

住民・事業者・行政、それぞれの  
 努力と工夫で減量化・資源化に取り組みば...



この見  
 れ  
 る  
 処理  
 費用  
 を  
 と  
 せ  
 ば



## 目標達成の施策

### 住民が出来ること

集団回収活動への積極的な参加  
拠点回収への協力  
不用品交換会やバザーへの参加  
過剰包装の自粛  
家電製品等販売店引取りの依頼  
再生品の使用・使い捨て品の使用抑制

### 事業者が出来ること

事業所内での排出抑制  
複数事業者の協力による回収体制整備  
再生品の使用・使い捨て品の使用・販売抑制  
使い捨て容器の製造自粛やリサイクルを考えた製品開発  
有効期間の長くなる製品開発と修理サービスの拡大  
再生資源を用いた製品開発及び供給の拡大  
過剰包装の自粛と適正包装の促進と適正包装方法の開発  
容器包装等の回収ルートの整備  
家電製品等の引き取り協力  
消費者による買い物袋持参運動への積極的な参加

### 行政が出来ること

環境教育、普及啓発イベントの実施  
自治体行事における発生ごみ分別指導  
地区懇話会等におけるリサイクル関係情報の提供  
広報・説明会の実施による分別収集の徹底  
ホームページの活用等による積極的な情報発信  
集団回収活動に対する助成・支援活動の導入検討  
事業所独自の資源化ルート拡大等を指導  
地域でのリサイクル活動に対する、認定・表彰等による活動強化及び拡充  
マイバック運動・レジ袋対策の積極的な展開支援  
事業所責任に基づく自主的なごみ減量化及び資源化の指導・要請

## 環境保全のための施策

### 住民が出来ること

環境美化運動への積極的な参加  
法令に定められたごみ排出基準を遵守  
不法投棄パトロールへの積極的な協力

### 事業者が出来ること

環境美化運動への積極的な参加  
法令に定められたごみ排出基準を遵守  
不法投棄パトロールへの積極的な協力

### 行政が出来ること

不法投棄監視について各種団体との協力体制の構築  
不法投棄が考えられる場所へ監視カメラや看板の設置  
土地所有者や管理者に対する自主監視の働きかけ  
法令に定められたごみ排出基準の周知徹底  
環境美化活動に対する助成・支援

芸北広域環境施設組合

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 (北広島町役場内)

電話 0826-72-2111 (代表)[内線 3700]